

○国土交通省告示第 号

船舶設備規程（昭和九年逡信省令第六号）第二百八十八条第一項の規定に基づき、船舶設備規程第
二百八十八条第一項の動力ビルジポンプを定める告示を次のように定める。

平成二十年 月 日

国土交通大臣 金子 一義

船舶設備規程第二百八十八条第一項の動力ビルジポンプを定める告示

船舶設備規程（昭和九年逡信省令第六号）第二百八十八条第一項の告示で定める動力ビルジポンプ
は、船舶の区画の水密を保持するための設備の基準等を定める告示（平成二十年国土交通省告示第
号）第十一条第一号ハ(1)の規定により配置する水中型の動力ビルジポンプであつて電動のもの
とする。

附 則

この告示は、平成二十一年一月一日から施行する。